

11月20日(月)は 宗像市子ども権利の日

■問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214

「子どもの権利」など3本の柱となる 「宗像市子ども基本条例」

子どもは一人一人が権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、生きる・育つ・社会に参加する権利を有しています。また、子どもが豊かに育つためには、豊かな愛情を受け、学ぶこと、遊ぶことがしっかりと保障されている必要があります。

宗像市子ども基本条例は、子ども施策の基本となるもので、基本条例の中に、「子どもの権利」を盛り込んでいます。

「子どもの権利」とは

何かの義務の対価として与えられるものではなく、子どもが大人へと成長するために必要不可欠なものとして、誰にでも無条件に認められるものです。

「宗像市子ども基本条例」とは

将来にわたって、子どもの権利と健全な成長が保障されることを目的に、3つの柱「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」で成り立っています。(平成24年4月から施行) そのうち「子どもの

11月は 児童虐待防止月間

■問い合わせ先 市家庭児童相談室 (子ども家庭課内) ☎(36)1302

いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

この10年間ほどの間に、全国の子どもの虐待に関する相談件数は急増しています。「あつてはならないこと」ですが、「誰にでもありえること」なのが実情です。

- ①愛情及び理解を持って育まれるなど「安心して生きる権利」
- ②個性が尊重されその個性を伸ばすなど「自分らしく生きる権利」
- ③学ぶこと、遊ぶことなど「豊かに育つ権利」
- ④社会に参加し「意見を表明する権利」

「宗像市子どもの権利の日」とは

国際連合で児童の権利に関する条約が採択された11月20日を「宗像市子どもの権利の日」と定めています。毎年11月は、市立の各小中学校で「子どもの権利」に関する授業をしたり、各地区のコミュニティ・センターでは、のぼり旗を立てて啓発しています。

「子どもの権利」について、市民のみならずがこの日をきっかけに、改めて関心や理解を深める機会になればと思います。
*市 <http://www.city.munakata.lg.jp/>に、条例やハンドブック、パンフレットなどを掲載しています



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています

虐待には次の4種類があります

● 身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄で縛る、部屋に監禁する、など

● 性的虐待

子どもへの性的行為、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、性的行為を見せる、など

● ネグレクト

(保護の怠慢・放棄)
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など

● 心理的虐待

言葉での脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(面前DV、面前虐待)など

子どもを虐待から守るための5箇条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)してください
- ②「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断しましょう)
- ③1人で抱え込まない(まずは信頼できる人や相談窓口にご相談しましょう)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命と心が最優先です)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

「虐待かも」と思ったら電話(通告)を

児童虐待防止法で、虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合、児童相談所か市区町村の窓口に通告することが義務付けられています。

「虐待かも」と思ったら電話(通告)を。通告することは、子どもとその家族を助ける行為です。

● 電話(通告)先

- ①福岡県宗像児童相談所 ☎(37)3255
- ②児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

*近くの児童相談所にながります

③市家庭児童相談室 ☎(36)1302

*①②は年中無休。24時間受付

*③は月々金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分〜午後5時受付

● 通告者のプライバシーは法律で保護されます

▽匿名での通告が可能です
▽通告した人物は、相手や周囲に漏れることはありません
▽通告した情報が間違っても、通告者は罰せられません

子育て中のみなさんへ

子育ては、悩んだり不安になって当たり前。思うようにいかない子育てには、イライラや不安はつきものです。実はみんなが悩んでいるのです。

そんなとき、あなたの子育てを助けてくれるさまざまな居場所があります。最初にかよっただけ勇気を出して参加してみてください。

子育てのこと1人で悩んでいませんか?

妊娠期から乳幼児期・学童期・思春期までの子どもや妊婦、その家族が抱えるさまざまな悩みや心配なこと、不安なこと、誰かに聞いてもらいたいことなどの相談窓口が、市役所内にある家庭児童相談室です。

個人の秘密は固く守られますので、気になることがあれば気軽に相談してください。

子どもの権利と児童虐待防止に関する講演会

参加申込不要

託児あり *託児は申込必要

問い合わせ先 市子ども育成課 ☎(36)1214

市では、11月の児童虐待防止推進月間と11月20日の「子どもの権利の日」にちなんで、子どもにやさしいまちづくりの実現のため、講演会を開催します。

今回のテーマは「子どもの居場所に必要なこと」です。みなさん、ぜひ参加してください。

● 日程 11月26日(日)

● 時間/内容

▽受付 午前8時45分

▽開会 同9時15分

▽第一部 子どもの権利救済活動報告会/市子どもの権利救済委員・市子どもの権利相談員/午前9時25分

▽第二部 講演会/講師・西野博之さん(NPO法人フリースペースたまりば理事長) /同10時15分

● 会場 メイトム宗像・多目的ホール

● 参加料 無料

● 託児 無料(5カ月〜未就学児)

* 託児は先着15人。11月15日(水)までに事前申込必要



平成29年度の児童虐待防止のポスター